

京都市スポーツ栄誉賞規則の全部を改正する規則を公布する。

平成25年8月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第 32 号

京都市スポーツ栄誉賞規則の全部を改正する規則

京都市スポーツ栄誉賞規則の全部を次のように改正する。

京都市スポーツ表彰規則

(表彰)

第1条 市長は、市民又は本市に縁故の深いもので、スポーツの分野における活躍を通じて、スポーツに対する市民の関心を高め、その振興に寄与することに功績があったものに対し、表彰を行うものとする。

2 前項の表彰は、次の各号に掲げる賞の区分に応じた表彰状及び記念品を、それぞれ当該各号に掲げるものに授与して行う。

- (1) 京都市スポーツ最高栄誉賞 特に顕著な功績があったもの
- (2) 京都市スポーツ栄誉賞 顕著な功績があったもの
- (3) 京都市スポーツ大賞 優れた功績があったもの
- (4) 別に定める賞 前3号に準じる功績があったもの

(補則)

第2条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は、文化市民局スポーツ担当局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(文化市民局市民スポーツ振興室)